









新型コロナウイルス感染症への 対応について

この資料の内容

1. 療養期間
2. 濃厚接触者
3. 感染拡大に対する警戒の強化
4. 感染対策の利用者向け動画
5. 障害者施設等の従事者に対する検査の実施
6. サービス継続支援事業費補助金

1. 療養期間

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目		
入院患者 	症状のある方 発症日	入院											退院 療養最終日	外出可能	
		入院								退院		不要不急の 外出自粛	療養最終日 	外出可能	
		入院				退院		不要不急の 外出自粛	療養最終日 	外出可能		検温など自主的な 感染予防行動の徹底			
	症状のない方 検体採取日	入院											退院 療養最終日	外出可能	
		入院					抗原検査 キット陰性 療養最終日		外出可能		検温など 自主的な 感染予防 行動の徹底				
		不要不急の外出自粛												療養最終日 	外出可能
自宅療養者 宿泊施設療養者 	症状のある方 検体採取日	不要不急の外出自粛											療養最終日 	外出可能	検温など自主的な 感染予防行動の徹底
		不要不急の外出自粛											療養最終日 	外出可能	
	症状のない方 検体採取日	不要不急の外出自粛					抗原検査 キット陰性 療養最終日 		外出可能		検温など 自主的な 感染予防 行動の徹底				

※令和4年11月21日時点の情報

2. 濃厚接触者

「濃厚接触者」とは、陽性者の**感染可能期間内**(※)に陽性者と接触した者のうち、次の範囲に該当する方を言います。

※**感染可能期間内**:発症日の2日前から、診断後に隔離開始されるまでの間

- ① 患者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった方
- ② 手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、マスクなどの必要な感染予防策なしで、「患者」と15分以上の接触があった方(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)
- ③ 適切な感染防護無しに患者を診察、看護若しくは介護していた方
- ④ 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い方

(国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」より)

【待機期間の短縮について】

陽性者と最終接触があった日を0日として翌日から2日目及び3日目に抗原定性検査キットによる検査を行い、陰性であれば3日目から待機解除が可能です。

抗原定性検査の実施場所については、次により確認してください。また、7ページ以降に掲載するキットの配付事業を活用してください。

広島県ホームページ「PCR検査及び抗原検査の実施について」

3. 感染拡大に対する警戒の強化

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する警戒の強化について」
(令和4年11月17日広島県健康福祉局長依頼)

「感染対策の徹底」をお願いします

- 入所者、施設従業者の日々の健康管理
(研修動画、手引き等を確認)
- 従事者の頻回検査の実施
(資料p.7 問合せ：082-569-9509)
- 感染者が確認された場合の事業所PCR
検査の活用
(問合せ：082-207-2322)

「感染者確認時における対応の事前確認」
をお願いします

- 嘱託医や連携医療機関、保健所との連携
方法、感染者の治療方針
(入所施設で連携医療機関が新型コロナ
ウイルスに対応できないときの問合せ
福山市以外 070-2446-1995又は1996
福山市 080-6307-6340)
- 感染防護具の着脱方法、ゾーニング
- 酸素吸入器等の調達方法
(問合せ：082-513-3043)

広島県HPく組織で探すぐ 障害者支援課く

事業者の方へ まとめサイト (指導検査グループ)

新型コロナウイルス感染
症に関すること

➡ 補助金

➡ 通知

ここから、新型コロナウイルスに関する通知を確認できます。
(障害福祉サービス事業所に関するもの)

4. 感染対策の利用者向け動画

Language

防災情報

くらし・教育
環境・文化

健康・福祉
子育て

防災・安全

しごと・産業
観光

まちづくり
国際交流

県政情報

障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症対策について

印刷用ページを表示する 掲載日：2021年9月8日

障害福祉サービス等事業所が適切な感染防止対策を行った上で業務を継続することができる体制を整備するため、感染症専門家等による指導を動画で配信していますので、サービス提供にあたり活用してください。

内容	講師	
障害福祉サービス等事業所の感染対策（利用者向け）	広島県立障害者リハビリテーションセンター	感染管理認定看護師 田中 淳一

障害福祉サービス等事業所の感染対策（利用者向け）

しょうがいしゃ（じ）とう ふくししせつとう たいしょう けんしゅう
障害者（児）等の福祉施設等を対象としたオンデマンド研修

しょうがいしゃふくししせつ りようしゃ かんせんたいさく
障害者福祉施設利用者の感染対策

ひろしまけんりつしょうがいしゃ
広島県立障害者リハビリテーションセンター

かんせんかんりにんていかんごし たなか じゅんいち
感染管理認定看護師 田中 淳一

その他の動画

0:00 / 2:18

YouTube

届出・申請方法

- 障害者
- 障害児
- 基準
(人員・設備・運営・報酬)
- Q&A・質問票
- 処遇改善
(計画書・実績報告書)
- 質の向上・情報公表制度
- 業務管理体制

新型コロナウイルス感染症に関すること

- 補助金
- 通知

施設整備

- 補助金

公示

- 新規指定・廃止
- 行政処分

指導監査

- 指導監査
- 集団指導
- チェックシート

広島県障害者支援課ホームページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/shidoukensa/kansensyoutaisaku.html>

5. 従事者に対する検査の実施

高齢者・障害者施設等従事者に対する検査支援事業実施要領

広島県健康福祉局

1 目的

重症化リスクの高い者が多い高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、PCR検査及び抗原定性検査キットを配布するものです。

2 対象施設等

高齢者施設等

入所系	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
通所・訪問系	通所介護、通所リハ、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハ、介護予防訪問リハ、介護予防訪問看護、介護予防訪問入浴等

障害者施設等

入所系	障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、共同生活援助事業所、福祉ホーム
通所・訪問系	生活介護、自立生活援助、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援等

3 対象者

対象施設等に勤務する全職員
 （事務職員、運転手、非常勤職員、派遣職員、施設内で勤務する委託業者の職員を含む。）

※新規入所時のみ、入所者を検査対象とすることが可能。

※風邪症状がある場合や帰省された家族等との接触があった場合は、利用者を検査の対象とすることが可能。

4 実施期間

令和4年12月31日（土）まで

※PCR検査、抗原定性検査キットのお申し込みは、原則12月24日（土）まで

5 配布キット数

入所系

プラン	最大テスト回数
A	従業員数×抗原定性検査 月8回
B	従業員数×PCR検査 月4回 従業員数×抗原定性検査 月4回

} 計月8回

通所・訪問系

最大テスト回数
従業員数×抗原定性検査 月8回

※今までに配布したキットの余りがある場合は、その数を引いた数を上限とします。

※お申し込みを受け付けてからキットを梱包・配送するため、お届けまでに数日かかります。

広島県
 高齢者・障害者入所施設に勤務する全職員対象
 入所施設向け

入所者を守ろう！
みんなでカンタン検査
 自分で採取20分で結果が分かる抗原検査

（PCR）
 広島県
 高齢者・障害者の通所・訪問事業所に勤務する全職員対象
 通所・訪問事業所向け

重症化リスクの高い方が多い高齢者・障害者の通所・訪問事業所等、早期に陽性を発見し、感染拡大を防ぐことを目的に、事業所従事者等に抗原定性検査キットを無料で配布します。

感染拡大を防ごう！
みんなでカンタン検査
 20分自分で採取が完了！
 抗原定性検査キットを最速 申込翌日にお届け

実施概要
当面の間実施します
※感染状況によって予告なく終了いたします。詳しくは事業所担当のPCRキットをご確認ください。

対象	高齢者通所事業所 通所介護、通所リハ、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護 高齢者訪問事業所 訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハ、介護予防訪問リハ、介護予防訪問看護、介護予防訪問入浴 障害者通所事業所 生活介護、自立生活援助、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 障害者訪問事業所 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
検査内容	抗原定性検査 月8回（速2回）

※風邪症状がある場合や家族等との接触があった場合は、利用者を検査の対象とすることが可能です。

事前にお申し込みいただくことも可能です。お気軽にお申し込みください。

お申し込み方法
 WEBフォーム、FAX、メール
 詳細は裏面をご覧ください ▶

6. サービス継続支援事業補助金

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等 に対するサービス継続支援事業

1. 目的

障害福祉サービス等は、障害児者やその家族等の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う障害福祉サービス等の提供体制に対する影響を最小限に留めることが重要である。

そのため、本事業は、障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行う。

また、施設・事業所において、感染者等が発生した場合に備え、職員の応援体制やコミュニケーション支援等の障害特性に配慮した支援を可能とするための体制の構築を行う。

2. 実施主体

都道府県、指定都市及び中核市

3. 事業内容

- (1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業
- (2) 障害福祉サービス施設・事業所との協力支援事業

6. サービス継続支援事業補助金

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した施設・事業所において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を支援する。

対象施設・事業所

対象となるサービス種別

<p>① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所 ※職員に濃厚接触者が発生し職員が不足した場合を含む。</p>	<p>全サービス共通</p>
<p>② 濃厚接触者に対応した施設・事業所</p>	<p>短期入所/施設入所支援/共同生活援助/福祉型障害児入所施設/医療型障害児入所施設/居宅介護/重度訪問介護/同行援護/行動援護/就労定着支援/自立生活援助/居宅訪問型児童発達支援/保育所等訪問支援/計画相談支援/地域移行支援/地域定着支援/障害児相談支援</p>
<p>③ 県、保健所を設置する市から休業要請を受けた事業所</p>	<p>療養介護/生活介護/自立訓練/就労移行支援/就労継続支援A型/就労継続支援B型/児童発達支援/医療型児童発達支援/放課後等デイサービス/短期入所</p>
<p>④ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所(①, ②の場合を除く)</p>	<p>施設入所支援/共同生活援助</p>
<p>⑤ ①, ③以外の事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、できる限りのサービスを提供した事業所 ※ 通常形態でのサービス提供が困難であり、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合(近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合(感染者が一定数継続して発生している状況等)に限る。)</p>	<p>療養介護/生活介護/自立訓練/就労移行支援/就労継続支援A型/就労継続支援B型/児童発達支援/医療型児童発達支援/放課後等デイサービス</p>

6. サービス継続支援事業補助金

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

対象施設・事業所

対象経費

<p>① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所 ※職員に濃厚接触者が発生し職員が不足した場合を含む。</p>	<p>○緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（障害者支援施設・共同生活援助事業所に限る） ○施設・事業所の消毒・清掃費用 ○感染症廃棄物の処理費用 ○感染者又は濃厚接触者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用 （以下の費用は、代替サービス提供期間の分に限る） ○代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用 ○代替場所の確保費用（使用料） ○居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 ○代替場所や利用者宅への旅費 ○利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用 ○通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）</p>
<p>② 濃厚接触者に対応した施設・事業所</p>	
<p>③ 県、保健所を設置する市から休業要請を受けた事業所</p>	
<p>④ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所(①、②の場合を除く)</p>	<p>○一定の要件に該当する自費検査費用</p>
<p>⑤ ①，③以外の事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、できる限りのサービスを提供した事業所 ※ 通常形態でのサービス提供が困難であり、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。）</p>	<p>○居宅を訪問してサービスを提供する場合に必要な費用 ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ・代替場所の確保費用（使用料） ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く） ※上記費用は、代替サービス提供期間の分に限る。</p>

6. サービス継続支援事業補助金

(2) 障害福祉サービス施設・事業所との協力支援事業

感染者が発生した施設・事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する施設・事業所において必要な経費を支援する。

対象施設・事業所

対象となるサービス種別

対象経費

①「(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業」の①又は③に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所

② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所

※「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（利用者の居宅への訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。）が連続3日以上の場合を指す。

全サービス共通

○追加で必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、
割増賃金・手当、
職業紹介料、
旅費・宿泊費、
損害賠償保険の加入費用